

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わります！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金	時間額	効力発生日
	988円	令和6年 10月1日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外・休日・深夜手当
- ③臨時に支払われる賃金
- ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、最低賃金の減額の特例許可が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています

特定 最低賃金 (時間額) ※1	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	997円	効力発生日 改正審議中 令和5年12月16日
	自動車・同附属品製造業	971円 ※2 988円	効力発生日 改正審議中 令和5年12月10日

※1 年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金が適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。

※2 山梨県最低賃金である988円の効力が発生する前日の令和6年9月30日までは「971円」、10月1日以降は改正審議により自動車・同附属品製造業最低賃金額が改正決定されるまで「988円」が適用となります。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鯉沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鯉沢1760-1	(0556-22-3181)
	富士川地方合同庁舎5階	

賃金引き上げを支援する制度について

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げ



設備投資等
機械設備、コンサルティング
導入、人材育成・教育訓練



費用の一部
を助成

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

業務改善助成金

検索



対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



工場A



事務所B



別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

山梨県内における業務改善助成金の活用例

山梨労働局へ申請された業務改善助成金の最近の活用例を紹介します。

- 1 建設業でのフォークリフトの購入
- 2 飲食業でのPOSレジシステムの導入
- 3 食品製造業での食品リスク管理システムの導入
- 4 清掃業での作業用車両（ワンボックスカー）の購入
- 5 宝飾品販売業での外部講師を招いた社員研修の実施
- 6 観光業での観光案内用電子表示板の導入

助成対象となる事業の確認は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせをお願いいたします。

お問い合わせ先

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

山梨働き方改革推進支援センターでも、業務改善助成金の申請に関する相談について支援しています。

山梨働き方改革推進支援センター 【中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F】

電話番号：0120-755-455（受付時間 平日 9:00～17:00）

【相談方法：電話、窓口相談のほか企業を訪問しての支援も行っています】

交付申請書等の提出先：山梨労働局 雇用環境・均等室
甲府市丸の内1-1-11 TEL 055-225-2851